

資料編

1. 岡崎市こども計画策定経過

年月日	項目	概要
2023（令和5）年 10月3日	令和5年度第1回 岡崎市子ども・子育て会議	・「おかざきっ子 育ちプラン」の進捗状況について ・「おかざきっ子 育ちプラン」次期計画策定に向けたニーズ調査について
2023（令和5）年 11月	岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査の実施	・就学前児童の保護者 ・小学生児童の保護者 ・保育園・幼稚園・認定こども園の職員 ・市内事業所
2023（令和5）年 12月～ 2024（令和6）年 1月	岡崎市の子ども・若者に関するアンケート調査の実施	・市内の小中学生及び高校生以上（15歳～39歳）
2023（令和5）年 12月21日	令和5年度第2回 岡崎市子ども・子育て会議	・第2期 おかざきっ子 育ちプランの変更に ついて ・次期おかざきっ子育ちプラン策定に係るア ンケート調査の集計速報について
2024（令和6）年 2月19日	令和5年度岡崎市子ども・若 者支援地域協議会代表者会議	・岡崎市子ども・若者に関するアンケート調 査結果の集計速報について
2024（令和6）年 3月8日	令和5年度第3回 岡崎市子ども・子育て会議	・次期おかざきっ子育ちプラン策定に係るア ンケート調査結果について ・おかざきっ子育ちプランの変更に係る協議 結果について
2024（令和6）年 5月14日	令和6年度岡崎市子ども・若 者支援地域協議会第1回実務 者会議	・岡崎市子ども・若者に関するアンケート調 査結果について
2024（令和6）年 5月28日	令和6年度第1回 岡崎市子ども・子育て会議	・「おかざきっ子 育ちプラン」の進捗状況に ついて ・岡崎市こども計画骨子案について
2024（令和6）年 6月	令和6年度岡崎市子ども・若 者支援地域協議会（書面開 催）	・岡崎市こども計画骨子案について
2024（令和6）年 7月29日	令和6年度第2回 岡崎市子ども・子育て会議	・岡崎市こども計画「第5章 子ども・子育て の環境整備（案）」について
2024（令和6）年 10月3日	令和6年度第3回 岡崎市子ども・子育て会議	・岡崎市こども計画（案）について

年月日	項目	概要
2024（令和6）年 10月22日	令和6年度岡崎市子ども・若者支援地域協議会第3回実務者会議	・岡崎市こども計画（子ども・若者計画）（案）について
2024（令和6）年 12月9日～ 2025（令和7）年 1月9日	パブリックコメント実施	
2024（令和6）年 12月～ 2025（令和7）年 1月	こどもの意見聴取実施	
2025（令和7）年 2月18日	令和6年度岡崎市子ども・若者支援地域協議会代表者会議	・岡崎市こども計画（子ども・若者計画）（案）について
2025（令和7）年 2月20日	令和6年度第4回 岡崎市子ども・子育て会議	・岡崎市こども計画（子ども・若者計画）（案）について
2025（令和7）年 3月	計画策定・公表	

2. 岡崎市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

役職	氏 名	備 考
会長	小原 倫子	桜花学園大学
委員	村上 由香	岡崎私立幼稚園PTA連絡協議会
委員	渡邊 祐希	岡崎市保育園父母の会連絡協議会
委員	石川 基司	岡崎市私立幼稚園協会
委員	内藤 智宣	岡崎市私立保育園連合会
委員	吉川 美里	特定非営利活動法人岡崎がくどうの会
委員	花田 直樹	岡崎市医師会
委員	荒木 聖弘	愛知県西三河福祉相談センター
委員	神谷 敦仁	岡崎市教育委員会（岡崎市小中学校長会）
委員	門田 郁子	岡崎市民生委員児童委員協議会
委員	稲吉 章宏	岡崎市青年経営者団体連絡協議会
委員	平野 敏雄	連合愛知三河中地域協議会
委員	成瀬 眞佐子	愛知県青少年育成アドバイザー連絡協議会
委員	黄 永顕	西三東地区高等学校生徒指導研究会
委員	井戸 摩里	市民公募
委員	斉藤 啓司	市民公募
委員	前田 辰彦	市民公募

3. 岡崎市子ども・子育て会議条例

平成 25 年条例第 16 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。次条第 2 号において「認定こども園法」という。）第 25 条及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき、岡崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務その他子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）の推進に関し必要な事務
- (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する事務
- (3) 岡崎市こども計画（本市のこども基本法第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画をいう。）の策定及び変更に関する事項の調査審議並びにこども施策（同法第 2 条第 2 項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）の推進に関し必要な事務

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援又はこども施策に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援又はこども施策に関し学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議は、子ども・子育て支援又はこども施策に関する専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができることとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年10月6日条例第37号）

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

附 則（令和5年1月27日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日条例第18号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

4. 岡崎市子ども・子育て会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び岡崎市子ども・子育て会議条例（平成25年6月23日条例第16号。以下「条例」という。）に基づき設置される岡崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し、法令及び条例に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平、中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議の特例)

第3条 会長は、緊急やむをえない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(部会)

第4条 条例第7条に規定される部会は会長の指示により置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 部会の議事は条例6条第2項から第3項の規定を準用する。

(部会の決議の特例)

第5条 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子育て会議の議決とすることができる。

(議事録)

第6条 子育て会議、部会の議事については、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員氏名
- (3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開する。ただし、会長が公開することにより公平、中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、

議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども部こども育成課において総括する。ただし、条例第7条の規定により行われる調査審議事項は、当該事項を所掌する課が処理するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、子育て会議、部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成25年9月17日から施行する。